

奈良県訓令第二十号

各部課室
各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程を次のとおり定め、令和六年四月一日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任意務に関する規程（令和五年七月奈良県訓令第一号）は、令和六年三月三十一日限り廃止する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県副知事の担任意務に関する規程

副知事の担任意務は、次のとおりとする。

共管事務

総務部及び県政の運営上重要な事項に関すること。

副知事 福谷健夫の担任意務

- 一 福祉医療部に関すること。
 - 二 環境森林部に関すること。
 - 三 食農部に関すること。
 - 四 会計局に関すること。
 - 五 水道局に関すること。
 - 六 行政委員会（人事委員会及び収用委員会を除く。）との連絡調整に関すること。
- 副知事 湯山壮一郎の担任意務
- 一 地域創造部に関すること。
 - 二 産業部に関すること。
 - 三 県土マネジメント部に関すること。
 - 四 行政委員会（人事委員会及び収用委員会に限る。）との連絡調整に関すること。